

ミライonカフェスペース出店候補者公募要項

令和4年12月

大 村 市

目 次

第Ⅰ	公募事項	
1	公募概要	1
2	契約形態	1
3	指定する用途	1
4	出店する場所等	1
5	出店に当たっての基本的な考え方	2
6	出店に関する内容	2
7	使用の制限等	4
8	カフェスペースにおける工事区分	4
第Ⅱ	出店に関する主な条件	
1	出店方法及び根拠	5
2	使用許可物件	5
3	使用許可期間	5
4	行政財産使用料	5
5	光熱水費の納付	5
6	使用許可の取消し	6
7	原状回復	6
8	損害賠償	6
9	使用許可の取消しによる損失の扱い	7
10	定期報告等	7
11	その他	7
第Ⅲ	応募の手続等	
1	スケジュール	7
2	公募要項及び応募申込書等の配布	8
3	応募資格	8
4	公募要項の内容に関する質問の受付	9
5	応募申込書等の提出	9
6	応募申込書等の要件及び取扱い	10
第Ⅳ	審査及び選定	
1	選定審査会の設置	11
2	出店候補者の選定の方法	11
3	選定結果の通知	11
4	選定結果の公表	12
5	出店候補者決定の手続	12

第V 応募に当たっての留意事項等

- 1 業務提携について 1 2
- 2 審査対象からの除外及び出店候補者の決定の取消し 1 2
- 3 応募の辞退 1 2
- 4 応募に関する費用負担 1 2

カフェスペース等にかかる負担区分表 1 3

別表1 応募申込みに必要な書類 1 4

別表2 応募申込みに必要な書類 1 5

(フランチャイズ運営会社と第三者の連名で応募する際に、第三者が提出する書類)

別表3 企画提案項目及び審査に係る評価の視点 1 5

別表4 評価の方法 1 6

別表5 出店候補者の提出書類 1 6

様式第1号 ミライオンカフェスペース出店候補者応募申込書

様式第2号 誓約書

様式第3号 暴力団排除に係る誓約書

様式第4号 業務概要書

様式第5号 質問書

様式第6号 企画提案書

様式第7号 応募申込事項変更届出書

様式第8号 応募申込辞退届出書

様式第9号 現地見学申込書

別紙1 ミライオン平面図

別紙2 カフェスペース平面図

別紙3 カフェスペース天井伏せ図

別紙4 カフェスペース断面図

別紙5 カフェスペースにおける工事区分(機械設備)

ミライオンカフェスペース出店候補者公募要項

ミライオン（長崎県立長崎図書館設置条例（昭和25年長崎県条例第70号）に規定する長崎県立長崎図書館、大村市歴史資料館条例（昭和48年大村市条例第19号）に規定する大村市歴史資料館及び大村市立図書館条例（昭和48年大村市条例第20号）に規定する大村市立図書館が入居する施設。以下「ミライオン」という。）において、ミライオン利用者の利便性を向上させるため、飲食店等の運営に関する豊富な経験や実績等を有し、本公募要項に提示する諸条件の下、自ら企画立案できる事業者を公募します。

第I 公募事項

1 公募概要

ミライオン内カフェスペースに店舗を出店する事業者（以下「出店候補者」という。）を募集します。

2 契約形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、出店候補者にミライオン内カフェスペースの使用を許可します。

3 指定する用途

ミライオンにおける飲食店等の店舗の設置及び運営に関する一切の業務

4 出店する場所等

- (1) 名称 ミライオン
- (2) 所在 長崎県大村市東本町481番地
- (3) 面積 厨房・客席等部分 約78.20㎡（使用許可部分）
- (4) 客席数 22席（令和4年8月現在）
- (5) 出店場所 1階南側：「別紙1 ミライオン平面図」参照
- (6) 施設概要等
 - ・竣工日 平成31年 1月31日
 - ・開館日 令和元年10月 5日
 - ・面積等 敷地面積 16,217.81㎡
建築面積 4,874.00㎡
延床面積 13,256.88㎡
 - ・構造 鉄骨造6階建
- (7) 年間来館者数
 - 令和元年度 約26万4千人 令和2年度 約35万人
 - 令和3年度 約37万5千人 令和4年度 約40万人（計画）

5 出店に当たっての基本的な考え方

企画提案に当たっては、以下の点を重視するようにしてください。

(1) 出店する店舗のコンセプト、魅力的な店舗等への取組

- ア 店舗のコンセプト、店舗運営の基本方針
- イ ミライオンの魅力を活かした営業への取組
- ウ アピールできる特徴、強み、利用者を増やすための工夫など
- エ 出店予定の店舗内インテリアや座席レイアウトなどの具体的なイメージ
- オ 営業日数や営業時間の設定及びその理由

(2) メニューや飲食品の内容及び価格帯

- ア 提供するメニューや飲食品の内容
- イ 提供するメニューや飲食品の価格帯（時間帯で変わる、テイクアウト対象も含む。）

(3) 安定的な店舗運営の確保

- ア これまでの飲食店等の運営実績、経験及びノウハウ
- イ これまでの経営状況
- ウ 店舗の収支計画（想定来客者数、売上見込み等含む。）
- エ 店舗運営の体制、責任者や従業員の配置計画（時間帯別の配置人員等）

(4) 食品衛生への取組及び環境への配慮

- ア 衛生管理方針、食品衛生確保へ取組
- イ 環境配慮（フードロス、SDGs など）への取組

6 出店に関する内容

(1) 営業開始日について

令和5年5月1日（予定）

※ 出店候補者決定後、開業準備期間等を十分に確保する必要な場合など、出店候補者の申し出により、市（ミライオン管理者）と協議することができます。

(2) 営業日及び営業時間について

ア 営業日は、イのミライオンの休館日を除く開館日数（年間285日程度）を上限とします。年間を通した定期休業日（毎週〇曜日）等を設定することができます。

イ ミライオンの休館日は、以下のとおりです。

毎週月曜日（祝日の場合は、翌火曜日）

蔵書整理日（毎月末日。ただし、土日の場合は、月曜日以外の直近の平日）

特別整理期間（年1回10日以内。令和3、4年度は6月に実施）

年末年始（12月28日から翌年の1月5日まで）

ウ 営業時間は、エのミライオンの開館時間の範囲内とします。

エ ミライオンの開館時間は、以下のとおりです。

火曜日から金曜日まで（祝日は除く。） 午前10時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後6時まで

オ 市から開館日及び休館日の変更の事前連絡があった場合は協力すること。

カ やむを得ず臨時休業する場合は、市に紙面により申請し、市の承認を得ること。

また、ミライオン来館者への告知等は、出店候補者が責任をもって行うこと。

(3) 営業時間等に関する留意事項について

ア 開館日の午前9時30分から午後8時30分まで（土日祝日は、午前9時30分から午後6時30分まで）及び休館日の午前9時30分から午後6時30分までの時間帯以外に建物内に立ち入る場合は、市へ届け出ること。

イ 営業開始後に営業時間の変更を行う場合は、市の承認を得ること。

(4) メニューや飲食品の内容及び価格帯について

ア メニューや飲食品の内容及び価格帯については、出店候補者の企画提案を基に定めるものとします。

イ ミライオンの雰囲気にあふさわしいメニューや飲食品等の提供を行ってください。

ウ テイクアウトメニューの提供は可能です。ミライオン内でこぼれることがないように、容器や包装等の選定にご配慮ください。

エ 強い匂いがあるメニューや商品など、カフェスペース以外に影響を与えるようなメニューはご遠慮ください。

※ 本公募要項2ページに記載する第Ⅰの5「出店に当たっての基本的な考え方」の(1)「出店する店舗のコンセプト、魅力的な店舗等への取組」及び(2)「メニューや飲食品の内容及び価格帯」を参照してください。

(5) 出店候補者の費用負担について

次に掲げる費用は、全て出店候補者の負担とします。

ア 出店する店舗の準備・営業等に必要な費用

- ① 厨房設備や機器、椅子やテーブルなどの調度品、食器類や調理器具、看板等の調達・設置・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ② 使用許可部分（厨房、飲食スペース等）の光熱水費及び通信機器に要する費用
- ③ 店舗の営業に必要な各種手続に要する費用
- ④ 使用許可部分（厨房、飲食スペース等）床面・壁面等の清掃費用
- ⑤ 市から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
- ⑥ 使用許可部分（厨房、飲食スペース等）の照明管球の調達・交換に要する費用

イ 店舗の営業に当たり市又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用

ウ カフェスペースの設備、備品等を出店候補者の故意又は明らかな過失により故障又は損傷させた場合の修繕費用

エ 店舗の営業のために出店候補者が講じたセキュリティー費用

オ その他店舗の営業に関する一切の費用

(6) その他

ミライオン内1階に、飲料メーカーの自動販売機を2台設置しています。

7 使用の制限等

(1) 店舗の制限について

- ア 出店候補者は、使用許可部分を店舗の営業以外の用途に供することはできません。
- イ 出店候補者は、使用許可部分を善良な管理者の注意を持って、維持保全しなければなりません。また、そのため通常必要とする修繕費その他の経費は出店候補者の負担とします。
- ウ 出店候補者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等（以下「名義貸し等」という。）をすることはできません。

ただし、出店候補者が本公募要項に掲げる手続を経た場合に限り、出店候補者がフランチャイズ運営会社となり、自らの責任において第三者（フランチャイズ加盟者又はフランチャイズ加盟予定者）に運営を任せられることができます。

この場合の手続については、本公募要項9ページに記載する第Ⅲの5「応募申込書等の提出」の(1)「提出書類及び提出部数について」のただし書きによります。

- エ 使用許可部分について修繕その他の行為をしようとするとき又は企画提案書により提案した事項に変更を加えようとするときは、市に書面により申請し承認を受ける必要があります。この場合の修繕等は出店候補者の負担で行うこととします。
- ### (2) 食材の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等について
- ア 食材の仕入れについては、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、出店候補者が全て責任を負うこととします。
 - イ 食材の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、建物南側職員用駐車場を使用することとします。
 - ウ 建物南側職員用駐車場の開放時間は、開館日の午前9時30分から午後8時30分までとします。ただし、土日祝日及び休館日は、午前9時30分から午後6時30分までとします。
 - エ 使用許可部分（カフェスペース）で発生する廃棄物及び出店候補者が販売した商品から発生する廃棄物の処理は、出店候補者が行うものとします。

(3) 火気の使用について

ミライオン内では火気の使用はできません。厨房機器等は、電気製品をご使用ください。

(4) 防犯対策等について

出店候補者は、盗難、事故（食中毒等）、利用者からの苦情、トラブル等の未然防止に万全を期してください。また、事件等が発生した場合は、出店候補者の責任で対応し、その内容をすみやかに市に報告してください。

(5) 清掃等について

使用許可部分（グリストラップ、ダクト等を含む。）の清掃や害虫駆除及び衛生管理は出店候補者が行うものとします。なお、実施に当たっての外部委託は可能とします。

8 カフェスペースにおける工事区分

別紙5のとおり

第Ⅱ 出店に関する主な条件

1 出店方法及び根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により出店するものとします。

2 使用許可物件

本公募要項1ページに記載する第Ⅰの4「出店する場所等」の(5)「出店場所」のとおりです。

3 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、1年とします。ただし、初年度については、営業準備開始日から営業準備開始日が属する年度の末日までとします。
- (2) 出店候補者の行政財産使用状況等を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと市が判断した場合は、使用許可を更新することとします。
- (3) 使用許可の更新を受けようとするときは、期間満了の2か月前までに書面をもって市に申請しなければなりません。
- (4) 出店候補者又は市が使用許可の更新を希望しない場合は、期間満了の6か月前までに書面により相手方に申し出るものとします。

4 行政財産使用料

- (1) 使用料の算定は、大村市行政財産使用料条例（昭和39年大村市条例第36号）等に基づき行われ、市から出店候補者に、使用許可決定とあわせて、通知します。
- (2) 使用料の算定は、原則として年額で行います。ただし、出店初年度に使用許可期間が1年未満となったときは、月割りの額を算定、適用します。
- (3) 使用料の納付については、出店候補者決定後、出店候補者の申し出により、その納付回数、納付時期等について、市（ミライオン管理者）と協議することができます。

《これまでの納付実績》

令和元年度 423,405円（初年度のため月割り、約10か月分）

令和2年度 516,595円（年額）

令和3年度 563,300円（〃）

令和4年度 564,616円（〃）

- (4) 出店候補者の法人格、事業内容等に応じて、使用料の減免が適用される場合があります。

5 光熱水費の納付

電気料金、水道料金及び下水道使用料については、カフェスペース内に設置したメーター等の計測値を基に、市が実費相当額を算定し、請求します。市が指定する期日までに、市が指定する方法により納付してください。

《これまでの納付実績》

電気料金	令和元年度	220,329円
	令和2年度	429,982円
	令和3年度	291,355円
上下水道料金	令和元年度	46,566円
	令和2年度	101,585円
	令和3年度	114,150円

6 使用許可の取消し

市は、出店候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消します。

- (1) 出店候補者が許可条件に違反したとき。
- (2) 出店候補者が本公募要項4ページに記載する第Ⅰの7「使用の制限等」に違反したとき。
- (3) 出店候補者が市の承認を得ず企画提案内容と異なる店舗等で出店したとき。
- (4) 使用料の納付の有無にかかわらず、休業状態が1か月間継続しているとき。
- (5) 市又は県が公用又は公共用に供するため使用許可部分を必要とするとき。
- (6) 出店候補者が本公募要項12ページに記載する第Ⅴの2「審査対象からの除外及び出店候補者の決定の取消し」の各号のいずれかに該当するとき。
- (7) 出店候補者が年度中途に営業を中断又は停止する旨を申し出たとき。

7 原状回復

- (1) 使用許可が取り消されたとき又は許可の更新を行わないときは、出店候補者は、自己の負担で、市が指定する期日までに、使用許可部分を原状に回復しなければなりません。

ただし、市が特に承認したときは、この限りではありません。

- (2) 出店候補者が原状回復の義務を履行しないときは、市は出店候補者の負担においてこれを行うこととします。

8 損害賠償

- (1) 出店候補者は、その責めに帰する理由により、使用許可部分の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を市に支払わなければなりません。ただし、出店候補者において使用許可部分を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 上記(1)に掲げる場合のほか、出店候補者が本公募要項に定める条件を履行しないために市に損害を与えた場合は、損害賠償としてその損害額に相当する金額を支払わなければなりません。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、出店候補者は、使用許可部分の使用又は工事に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

9 使用許可の取消しによる損失の扱い

- (1) 本公募要項 6 ページに記載する第Ⅱの 6 「使用許可の取消し」の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店候補者に損害が生じても、市はその損失を補償しません。
- (2) 使用許可を取り消された場合において、出店候補者は、使用許可部分に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求をできないこととします。
- (3) 既納の使用料は、原則として返還しません。

10 定期報告等

出店候補者は、毎年度終了後、すみやかに来客者数や収支の実績を含む事業報告書を作成し、市に提出するものとします。また、市は使用許可物件について随時に調査を実施し、又は必要な報告を求め、その使用に関し指示することができるものとします。

11 その他

- (1) 使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、関係法令、市条例・規則等に定めるところによります。
- (2) 施設の設備点検のため、営業時間内外を問わず厨房及び飲食スペース等内に図書館職員又は市の委託業者が立ち入ることがあります。
- (3) 出店候補者は、建築、電気、空調及び衛生等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (4) ミライオンは、敷地も含め全面禁煙です。
- (5) 店舗従業員用の駐車場はありません。

第Ⅲ 応募の手続等

1 スケジュール

内 容	期 日
① 公募要項の配布	令和 4 年 1 2 月 1 日～令和 5 年 1 月 2 0 日
② 現地見学会の参加受付	令和 4 年 1 2 月 1 日～令和 4 年 1 2 月 1 7 日
③ 現地見学	令和 4 年 1 2 月 1 9 日（月） 2 0 日以降は随時
④ 質問の受付	令和 4 年 1 2 月 1 日～令和 4 年 1 2 月 1 6 日
⑤ 質問に対する回答	令和 4 年 1 2 月 2 3 日
⑥ 応募申込書等の受付	令和 5 年 1 月 8 日～令和 5 年 1 月 2 0 日
⑦ 書類審査の結果、通知	令和 5 年 2 月初旬
⑧ プレゼンテーション等の実施通知	令和 5 年 2 月初旬
⑨ プレゼンテーション等の実施	令和 5 年 2 月中旬
⑩ 出店候補者選定結果の通知・公表	令和 5 年 2 月下旬
⑪ 店舗の営業開始日	令和 5 年 5 月 1 日（予定）

※ 現地の見学を希望される方は、

※ 店舗の営業開始日は、本公募要項 2 ページに記載する第Ⅰの 6 「出店に関する内容」の(1)「営業開始日について」を参照してください。

2 公募要項及び応募申込書等の配布

(1) 配布期間 令和4年12月1日(木)から令和5年1月20日(金)まで

(2) 配布方法

大村市公式HP (<https://www.city.omura.nagasaki.jp/>) 又は

ミライオン公式HP (<https://miraionlibrary.jp/>) からダウンロードしてください。

3 応募資格

応募者(フランチャイズ運営会社が第三者に運営を任せる場合の当該第三者を含む。)は、応募申込書等の提出の時点において、次の各号の全ての要件を満たしていることが必要です。

(1) 本公募要項に記載する第Ⅰの「公募事項」及び第Ⅱの「出店に関する主な条件」を理解し、出店に意欲のある者であること。

(2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力、カフェ、飲食店等の店舗の運営実績を3年以上有する法人若しくは団体又は個人であること。

(3) 店舗の運営に当たり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。

(4) 成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(6) 都道府県税及び市町村税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。

(7) 過去3年以内に、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく許可の取消し、営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を受けていない者であること。

(8) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

(9) 公共の安全及び福祉を脅かす団体又は当該団体に属する者でないこと。

(10) 市及び県が行う競争入札に関する指名停止又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(11) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 応募者又は応募者の役員等(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であり、又は暴力団員が応募者の経営に実質的に関与していること。

イ 応募者又は応募者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用して
いること。

ウ 応募者又は応募者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。

エ 応募者又は応募者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 応募者又は応募者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

4 公募要項の内容に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和4年12月1日（木）午前10時から令和4年12月16日（金）午後6時までの間

(2) 質問方法について

「質問書」（様式第5号）は、FAX又は電子メールにて送信してください。

念のため、受信確認は必ず行ってください。電話でのお問い合わせについては、選定及び審査上の公平性や回答時に誤解が生じる可能性等を考慮し、お断りしています。

(3) 提出先

〒856-0831 大村市東本町481番地

ミライオン内 大村市立図書館 総務グループ

電話：0957-48-7702

FAX：0957-48-7703

メールアドレス：tosyokan@city.omura.nagasaki.jp

(4) 回答方法

受け付けた質問を取りまとめた後に回答を作成するため、令和4年12月23日（金）に大村市公式HP及びミライオン公式HPにおいて公表します。

5 応募申込書等の提出

応募の申込み及び企画提案に当たっては、次のとおり提出書類を提出してください。

(1) 提出書類（以下「応募申込書等」という。）及び提出部数について

別表1のとおりです。

ただし、本公募要項4ページに記載する第Iの7「使用の制限等」の(1)「店舗の制限について」のウのただし書きに規定する「出店候補者が本公募要項に掲げる手続を経た場合に限り」として認められる手続については、フランチャイズ運営会社と第三者との連名により応募申込みを行うとともに、当該第三者は、別表2に掲げる書類を提出してください。

なお、出店候補者が運営主体となり、業務提携等を活用して運営を行う場合は、提携先との連名による応募は必要ありません。

(2) 提出期間及び提出方法について

令和5年1月8日（日）から令和5年1月20日（金）まで（休館日を除く。）の間に持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参の場合は、各日とも午前10時から午後6時までの間とします。

郵送による場合は、令和5年1月20日（金）午後6時までの必着とします。

(3) 提出場所（あて先）について

本公募要項9ページに記載する第Ⅲの4「公募要項の内容に関する質問の受付」の(3)「提出先」に同じ。

(4) その他

ア 上記に掲げる書類のほか、市が必要とする書類の提出を求める場合があります。

イ 提出内容の変更は、上記(2)の提出期間内に限り可能とします。変更が生じた場合は、変更後の書類を添えて「応募申込事項変更届出書」（様式第7号）を提出してください。

6 応募申込書等の要件及び取扱い

(1) 応募申込書等の要件

応募申込書等は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

① 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

② 記載すべき事項が全て記載されていること。

③ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 応募申込書等の取扱い

ア 応募申込書等に記載された個人情報、出店候補者に関する審査、選定及び決定その他出店手続を実施する目的以外に応募者に無断で使用することはありません。

イ 市は、「ミライo n図書館カフェ施設出店事業者候補者選定審査会」に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、企画提案書を提供します。

ウ 市は、事務の遂行上必要な範囲において、応募申込書等の複製を作成することができるものとします。

エ 提出された応募申込書等は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 市が提示する公募要項等の著作権は市に帰属し、応募者が提出した応募申込書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

カ 応募申込書等の内容に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第Ⅳ 審査及び選定

1 選定審査会の設置

出店候補者の審査及び選定を行うため、ミライオン図書館カフェ施設出店事業者候補者選定審査会（令和4年7月大村市教育委員会告示第7号。以下「審査会」という。）を設置します。なお、審査会の会議は非公開とします。

2 出店候補者の選定の方法

(1) 書類審査

ア 審査会は、本公募要項8ページに記載する第Ⅲの3「応募資格」及び10ページに記載する第Ⅲの6「応募申込書等の要件及び取扱い」の(1)「応募申込書等の要件」（以下「応募の要件」という。）を満たした応募者の提案内容を審査し、プレゼンテーション及びヒアリング対象者を決定します。

イ 書類審査の結果については、応募者に対し令和5年2月初旬に通知します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア プレゼンテーション及びヒアリングは25分とします。そのうち、プレゼンテーションは、企画提案書（様式第6号）の提案内容を15分程度で説明していただき、その後ヒアリングを10分程度で行います。

イ 実施時期については、令和5年2月中旬を予定しています。なお、日程、会場等については、令和5年2月上旬に通知します。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とします。

(3) 写真サンプル及び価格表の提出

プレゼンテーション及びヒアリング時には、次に掲げる物を10部ずつ提出してください。

ア 出店店舗で提供を予定しているメニューや飲食物の写真サンプル（カラーA4版）を5種類以内

イ カフェで提供を予定しているメニューの価格表

(4) 提案内容審査及び出店候補者の選定

ア 審査会の各委員は、別表3「企画提案項目及び審査に係る評価の視点」に基づき総合的に審査し、別表4「評価の方法」により得点化（100点満点）した後、各委員の合計得点を集計し、総得点が最も高い者を出店候補者として選定します。

イ 最高得点者が複数となった場合は、審査会で協議し、出店候補者を選定します。

3 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリング対象者に対して令和5年2月下旬に文書にて通知します。なお、選定結果について苦情及び異議を申し立てることはできません。

4 選定結果の公表

(1) 応募者に選定結果を通知し、以下のア及びイについて大村市公式HP及びミライ on 公式HPにおいて公表します。

ア 出店候補者の氏名又は名称

イ 選定結果（総得点）

5 出店候補者決定の手続

(1) 出店候補者は、別表5「出店候補者の提出書類」に掲げる書類を市が指定する日までに提出してください。

(2) 市と出店候補者との間でその提案内容について検証（提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等）を行うとともに、営業内容等について協議を行います。協議の結果、市が出店候補者を使用を許可する者として適当と認めた場合、出店候補者に決定します。ただし、出店候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、次点候補者と協議を行うものとします。

第V 応募に当たっての留意事項等

1 業務提携について

応募者が業務提携を活用して運営を行うことも可能とします。

ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要です。

2 審査対象からの除外及び出店候補者の決定の取消し

応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から除外し、若しくは出店候補者としての決定を取り消す場合があります。

- (1) 審査会の委員若しくは選定手続業務に従事する市職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他公正な選定を妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 応募申込書等に虚偽の記載が確認された場合
- (4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと市が認めた場合
- (6) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 店舗運営の業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店候補者としてふさわしくないと市が判断した場合

3 応募の辞退

応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに「応募申込辞退届出書」（様式第8号）を本公募要項9ページに記載する第Ⅲの4「公募要項の内容に関する質問の受付」の(3)「提出先」に提出してください。

4 応募に関する費用負担

本公募における応募手続に要する費用は、応募者の負担とします。

カフェスペース等にかかる負担区分表

	項目	市・県	出店候補者	備考	
開業に要する費用	1	内装工事 等		○	出店者が特に必要とする厨房等の改修(簡易なものに限る)
	2	メニューのサンプルケース		○	
	3	厨房内の機器・什器類の整備		○	冷蔵庫、IHコンロ、シンク等などの設備機器・什器類
	4	厨房内調理道具の購入及び補充		○	鍋、釜、包丁等
	5	食器類の購入及び補充		○	食器、フォーク、スプーン、箸類等
	6	飲食スペース内の備品の整備		○	椅子、テーブル等
	7	業務用に必要な通信機器の設置		○	
	8	その他必要な備品等		○	机、椅子、ファックス、消耗品等
	9	店舗営業に必要な各種手続		○	
運営に要する費用	10	厨房機器類の点検、修繕		○	
	11	厨房設備機器類の更新		○	
	12	使用許可部分(厨房、飲食スペース等)光熱水費、業務電話等の通信料		○	
	13	使用許可部分(厨房、飲食スペース等)の日常清掃		○	
	14	使用許可部分(厨房、飲食スペース等)の定期清掃		○	グリストラップ、ダクト等の清掃及び害虫駆除等
	15	使用許可部分及び出店者の販売商品から発生する廃棄物の処理		○	
	16	使用許可部分の照明管球の調達交換		○	
	17	法令に基づく消防設備点検	○		
	18	法令に基づく建築物及び建築設備点検	○		
	19	ビル管法に基づく環境衛生管理	○		
	20	食品衛生法に基づくもののほか、店舗の営業に特に必要な衛生管理		○	
	21	食材費		○	
	22	利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償		○	
	23	その他諸経費		○	消耗品費、広告宣伝費、従業員に関する費用等

別表 1

応募申込みに必要な書類

	書類名	書類の内容	個人	法人	提出部数
①	応募申込書	・様式第1号	○	○	1部
②	誓約書	・様式第2号	○	○	1部
	暴力団排除に係る誓約書	・様式第3号	○	○	1部
③	業務概要書	・様式第4号（法人の場合は事業概要等がわかるパンフレット等を添付してください。）	○	○	1部
④	都道府県税に滞納がないことの証明書	・住所地の都道府県が発行する都道府県税に滞納がないことの証明書の原本	○		1部
		・本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に滞納がないことの証明書の原本		○	1部
⑤	市町村税に滞納がないことの証明書	・住所地の市町村長が発行する市町村税に滞納がないことの証明書の原本	○		1部
		・本店所在地の市町村長が発行する市町村税に滞納がないことの証明書の原本		○	1部
⑥	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	・所轄税務署が発行する納税証明書の原本	○	○	1部
⑦	決算書類	・直近2か年分の事業実績がわかる書類	○		1部
		・直近2営業年度分の貸借対照表及び損益計算書		○	1部
⑧	企画提案書	・様式第6号	○	○	10部

※ 官公署が発行する証明書の原本は、発行後3か月以内のものを提出してください。

別表 2

応募申込みに必要な書類

(フランチャイズ運営会社と第三者の連名で応募する際に、第三者が提出する書類)

	書類名	書類の内容	提出部数
	別表1の①～⑦の書類(当該第三者に関するもの)	別表1の①～⑦と同じ	別表1と同じ
⑨	フランチャイズ契約書等	応募者がフランチャイズ運営会社で、フランチャイズ契約に基づき、第三者(フランチャイズ加盟者又はフランチャイズ加盟予定者)に運営を任せようとする場合の当該契約書又は契約書案の写し	1部

別表 3

企画提案項目及び審査に係る評価の視点

項目
<p>(1) 出店する店舗のコンセプト、魅力的な店舗等への取組</p> <p>ア 店舗のコンセプト、店舗運営の基本方針</p> <p>イ ミライ o n の魅力を活かした営業への取組</p> <p>ウ アピールできる特徴、強み、利用者を増やすための工夫など</p> <p>エ 出店予定の店舗内インテリアや座席レイアウトなどの具体的なイメージ</p> <p>オ 営業日数や営業時間の設定及びその理由</p>
<p>(2) メニューや飲食品の内容及び価格帯</p> <p>ア 提供するメニューや飲食品の内容</p> <p>イ 提供するメニューや飲食品の価格帯(時間帯で変わる、テイクアウト対象も含む。)</p>
<p>(3) 安定的な店舗運営の確保</p> <p>ア これまでの飲食店等の運営実績、経験及びノウハウ</p> <p>イ これまでの経営状況</p> <p>ウ 店舗の収支計画(想定来客者数、売上見込み等含む。)</p> <p>エ 店舗運営の体制、責任者や従業員の配置計画(時間帯別の配置人員等)</p>
<p>(4) 食品衛生への取組及び環境への配慮</p> <p>ア 衛生管理方針、食品衛生確保へ取組</p> <p>イ 環境配慮(フードロス、SDGs など)への取組</p>

別表 4

評価の方法

判断基準	評価	得点化方法
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、的確。 ・提案内容が特に優れている。 	A	配点×1.00
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があり、的確。 ・提案内容が優れている。 	B	配点×0.80
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識が認められる。 ・提案内容が標準的である。 	C	配点×0.60
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があまり認められない。 ・提案内容がやや劣っている。 	D	配点×0.20
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識はあるが、加点水準に達していない。 ・提案内容が劣っている。 	E	配点×0.00

別表 5

出店候補者の提出書類

	書類名	書類の内容	個人	法人	提出部数
①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・法務局が発行する履歴事項全部証明書の原本		○	1部
②	住民票	・住所地の市町村長が発行する住民票の原本	○		1部
③	成年後見登記制度における登記事項証明書	・法務局が発行する登記事項証明書の原本	○		1部
④	印鑑証明書	・印鑑証明書の原本	○	○	1部
⑤	各種営業許可等	・提案する企画の実施に必要な免許証・許可証等の写し	○	○	1部

※ 官公署が発行する証明書の原本は、発行後3か月以内のものを提出してください。

様式第1号

ミライオンカフェスペース出店候補者応募申込書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(共同応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

ミライオンカフェスペース出店候補者公募に応募したいので、公募要項の各条項を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みます。

名称：ミライオン

所在地：長崎県大村市東本町481番地

面積：78.20㎡(建物1階)

添付書類

- ・誓約書(様式第2号)
- ・暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
- ・業務概要書(様式第4号)
- ・都道府県税に滞納がないことの証明書
- ・市町村税に滞納がないことの証明書
- ・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
- ・決算書類(個人の場合：事業実績がわかる書類、法人の場合：貸借対照表、損益計算書)
- ・企画提案書(様式第6号)

誓約書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、大村市が実施するミライオンカフェスペース出店候補者公募の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 ミライオンカフェスペース出店候補者公募要項に定める応募資格の要件を全て満たしています。
- 2 応募に際し、ミライオンカフェスペース出店候補者公募要項、その他関係法令をすべて承知のうえで申し込みます。
- 3 カフェスペース内の現状変更については、大村市と協議のうえ実施します。
- 4 ミライオンカフェスペース出店候補者公募要項「第IV-4 選定結果の公表」に定める項目を大村市公式HP及びミライオン公式HPで公表することに同意します。

暴力団排除に係る誓約書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、大村市が大村市暴力団排除条例に基づき、市の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大村市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大村市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大村市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大村市が本誓約書、応募書類及び役員名簿等から収集した個人情報を長崎県警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならないことに同意します。

様式第4号

業務概要書
(ミライオンカフェスペース出店候補者公募)

応募者	商号又は名称				
	代表者職・氏名				
	所在地(住所)				
	営業所等				
設立年月日					
資本金					
企業理念					
事業経歴					
事業内容	事業種目				
	取扱品目				
	年間売上高(直近)				
	従業員数	人			
	関連会社				
	主な取引先				
	店舗数	直営店	店舗	フランチャイズ店	店舗
免許・資格等の有無					
飲食店などの主な運営実績	店舗名	業種	所在地	席数	出店年月日
業務提携を活用して店舗の運営を行う場合の主な提携先等					

【注意事項】

1. 「免許・資格等の有無」欄には、本公募に関する貴社の本社、生産工場等において既に取得している免許や資格及び有資格者の人数等を記載してください。
2. 「業種」欄には、「レストラン」、「カフェ」、「食品製造・販売」など具体的に記載してください。
3. 欄内に書ききれない場合には、別紙(任意様式)に記載のうえ添付してください。
4. 既存のパンフレット等に記載されている箇所については、その旨を記載していただければ、当該様式へ改めて記入する必要はありません。

質問書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様
(FAX 番号 : 0957-48-7703)

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
事務担当者
電 話 番 号
F A X 番 号

「ミライ on カフェスペース出店候補者公募要項」に関する質問について、次のとおり提出します。

ページ	項目名	質 問

【注意事項】

質問が多い場合は、ページ、項目名及び質問を別紙で作成し、添付してください。

企画提案書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

ミライ o n カフェスペース出店候補者公募における企画提案について、次のとおり提出します。

【記載上の注意事項】

- ①用紙はA 4 版で片面印刷とします。
- ② 1 (1) から 4 (3) までの項目ごとに 1 枚で記載してください。ただし、3 (1)、3 (2) については、2 枚まで可とします。
- ③図による提出を求めている 3 (2) の一部については、図を添付してください。この場合項目中に「図〇〇参照」と記載し、図が特定できるようお願いします。
ただし、上記②に記載の上限枚数には、この図を含みます。
- ④作成にあたっては、法人名及び法人名を特定できる固有名詞やロゴマーク等の記載、表示をすることはできません。
- ⑤項目・注意事項は削除しないでください。
- ⑥様式第 6 号の項目については、プレゼン用のソフトで作成したものをプリントアウトして提出されても構いません。

1 出店する店舗のコンセプト、魅力的な店舗等への取組

(1) 店舗のコンセプト、店舗運営の基本方針

・具体的に記載してください。

(2) ミライ o n の魅力を活かした営業への取組

・具体的に記載してください。

(3) アピールできる特徴、強み、利用者を増やすための工夫など

・これまでの店舗運営実績での成功例など具体的に記載してください。

(4) 出店予定の店舗内のインテリアや座席レイアウトなどの具体的なイメージ

・具体的に記載してください。また、イメージ図や写真などの提出でも可能です。

(5) 営業日数や営業時間の設定及びその理由

・特に定期休業日等を設定される場合は、その理由も具体的に記載してください。

2 メニューや飲食品の内容及び価格帯

・対象として想定している客層や年代等も具体的に記載してください。

3 安定的な店舗運営の確保

(1) これまでの飲食店等の運営実績、経験及びノウハウ

(2) これまでの経営状況

・経営を向上させるための取組状況又は取組予定のものがあれば記載してください。

(3) 店舗の収支計画

・出店期間中の収支計画を年度ごとに作成してください。 令和5年(2023)年4月から令和10年(2028)年3月までの5年間について、令和5年度(2023)、令和6年度(2024)、令和7年度(2025)、令和8年度(2026)、令和9年度(2027)年度令と区分して作成してください。 ・収支計画は、店舗の年間売上高・年間客数・客単価、原価・人件費、光熱水費等の主要な科目ごとの内容とし、店舗設置に要する初期設備投資額についても記載してください。 ・初期設備投資額により単年度収支見込みが赤字となる場合は、当該赤字を吸収する見込みや考え方について記載してください。
--

収 支 計 画						
年 度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	合 計
売 上						
(客数:単 位千人)						
(客単価)						
原価						
人件費						
光熱水費						
使 用 料 (賃料)						
△△費						
費用合計						
収 支						
初期投資 額						

※ 消費税率は10%として作成してください。

(4) 店舗運営の体制、責任者及び従業員の配置計画（時間帯別の配置人員等）

- ・組織図や配置計画等を既存資料の提出でも可能です。
- ・従業員数、配置、経験者の有無、ローテーションの計画等を具体的に記載してください。

--

4 食品衛生への取組及び環境への配慮

(1) 衛生管理方針、食品衛生確保へ取組

- ・店舗運営にあたっての衛生管理方針等を具体的に記載してください。

--

(2) 環境配慮（フードロス、SDGs など）への取組

- ・取り組む予定があれば、具体的に記載してください。

--

応募申込事項変更届出書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(共同応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

先に提出した応募申込書等の記載事項について、次のとおり変更したいので届け出ます。

変更する書類名		
変更箇所 及び 変更内容	変更後	
	変更前	
変更理由		

【連絡責任者】

- ・ 部署 :
- ・ 氏名 :
- ・ 電話 :

【注意事項】

1. 変更する場合は、修正後の書類を必要部数提出すること。
2. 変更事項に関して、証明を必要とする場合又は明細内容の記述を必要とする場合は、その関係資料（証明書等）を添付すること。

応募申込辞退届出書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(共同応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

ミライオンカフェスペース出店候補者の公募に応募しましたが、次の理由により辞退しますので、届け出ます。

【辞退理由】

【連絡責任者】

- ・ 部署 :
- ・ 氏名 :
- ・ 電話 :

現地見学参加申込書

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

令和4年12月19日(月)に開催される現地見学の参加を申し込みます。

記

参加者

役 職	氏 名

【連絡責任者】

- ・ 部署 :
- ・ 氏名 :
- ・ 電話 :